

水源荒廃地改善特別対策 (奥地保安林保全緊急対策事業の拡充)

1 趣旨

1級河川又は2級河川上流部に位置する水源地域は、国土保全や水源かん養機能の維持増進を通じて良質な水の安定的な供給等国民の安全で安心な生活に関して重要な役割を果たしている。

一方、奥地水源地域等河川上流部は、地理的、地形的条件等が厳しく荒廃しやすいことから奥地保安林の整備・保全が適正に行われる必要があり、これらの地域における荒廃地、荒廃森林等の復旧整備を実施しているところである。

しかし、近年、異常気象による台風や集中豪雨が頻発し、崩壊地等の発生や風倒木等による、流木等が溪流等に堆積している。特に、昨年は史上最多の10個の台風の上陸や集中豪雨等により林地崩壊や溪岸侵食が多発し、流木や土砂が溪流や既設ダム等に異常堆積し、次期の豪雨により流出し、下流域の被害発生が危惧されている。こうした現象は今後も発生することが想定されることからその対策が急務となっている。

このため、荒廃地等の復旧と併せて溪流や治山ダム等に異常堆積している流木等を除去し、下流域の災害の軽減、溪流沿いの山脚侵食の防止、新たな崩壊地の発生や拡大の防止を図るため奥地保安林保全緊急対策事業の一環として「水源荒廃地改善特別対策」を緊急かつ総合的に実施する。

2 事業内容（拡充部分）

奥地保安林緊急対策事業において、次の対策を実施（下線部が拡充部分）

- (1) 現地に自生する広葉樹等を活用した森林整備（針広混交林化等）と従来の工法・現地発生材を利用した工法等による治山施設の整備の一体的な実施
- (2) 溪流や治山ダム等に異常堆積している流木等の除去。ただし、(1)と併せて実施する場合に限る

3 実施主体 都道府県

4 補助率 1/2（火山地域においては5.5/10）

5 科目 (目) 治山事業費補助 (目細) 水源地域整備

6 平成18年度概算決定額 1,605,000千円の内数

【林野庁治山課】